

あいち森と緑づくり事業補助金交付要綱

(通則)

第1 あいち森と緑づくり事業補助金（以下「補助金」という。）は、森と緑の持つ様々な公益的機能の発揮のため、森林所有者、森林組合、民間事業者等（暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を除く。）（以下「補助事業者」という。）が行うあいち森と緑づくり事業（以下「事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助事業者に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 交付の対象とする事業は次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

- (1) 人工林整備促進支援事業
- (2) 次世代森林育成事業
- (3) 木の香る都市づくり事業

2 補助事業の区分、対象経費、補助率等及び補助対象者は、別表のとおりとする。

(流用の禁止)

第3 第2の第1項に規定する各事業の経費は、相互に流用してはならない。

(申請手続)

第4 規則第3条の規定による申請書及び添付書類の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があることが明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

3 第1項の規定による申請書の提出時期は、別に定める。

(補助金の交付決定)

第5 知事は、第4の申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、規則第6条の規定による通知を様式第2-1号により行うものとする。第10の第2項の規定による申請の場合は、様式第2-2号により補助金の交付決定と第11に定める補助金の額の確定を同時に行うものとする。

2 第4の第2項に該当する場合は、知事は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額については、必要に応じ減額して交付決定することができる。

(申請の取下げ)

第6 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第7 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産行関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）及び本要綱に従うべきことを条件として付さなければならない。

(計画変更の承認)

第8 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

（1）事業目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

（2）事業目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の変更を承認したときは、補助事業者に変更承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとし、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(補助事業の廃止)

第9 補助事業者は、補助事業を廃止しようとする場合は、あらかじめ廃止申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、補助事業者に廃止承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は様式第5号のとおりとする。

2 人工林整備促進支援事業にあっては、第4の規定により補助金交付申請書を提出する時点で、すでに事業が完了している場合に限り、「補助金交付申請書（実績報告書）」（様式第6号）とし、実績報告書の様式で提出することができる。

3 第4の第2項ただし書きの規定による申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出する以前において、第4の第2項ただし書きの規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、第7の規定に基づき、変更の承認を受けなければならない。

4 第4の第2項ただし書きの規定による申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

5 第1項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ）の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第11 知事は、規則第14条に規定する補助金の額の確定をしたときは、その旨を様式第8号により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第12 補助金は、補助事業完了後、請求書（様式第9-1号）に基づき交付する。

ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、概算払請求書（様式第9-2号）に基づき、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

（交付決定の取消し、又は補助金の返還）

第13 知事は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はすでに交付した補助金を返還させるものとする。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

（2）暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき

（3）その他知事が不適当と認めたとき

（検査等）

第14 知事は、補助事業者に対して補助事業に関し、必要な指示をし、報告を求め又は検査することができる。

2 第2の（1）及び（2）に定める事業に係る検査は、「造林事業等検査要領（昭和45年7月1日付け45治第21号）」に準じて行うものとする。

3 第2の（1）に定める事業について、補助事業者が間接補助事業者へ補助金を交付するときは、補助事業者が間接補助事業者に対し、「造林事業等検査要領」に準じた検査を行い、知事は補助事業者に対し、補助金の交付や検査の実施状況等を確認する検査を行うこととする。

（財産の処分の制限）

第15 第2の（2）に定める事業において取得した財産の処分の制限については、次項のとおりとする。

2 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

3 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

4 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

5 補助事業者は、補助事業により設置した施設等が処分制限期間を経過しない場合におい

て、転用する場合は、あらかじめ知事の承認を受けることとし、知事は、当該施設等設置に要した補助金の全部または一部を納付させることがある。

(書類の提出)

第16 規則及びこの要綱に基づく書類の提出は、次によるものとする。

2 「人工林整備促進支援事業」にあつては、事業実施計画地の所在地が名古屋市であるときは、農林基盤局林務部森林保全課に、その他の市町村であるときは、所轄の農林水産事務所に提出するものとする。

ただし、補助事業者が間接補助事業者に補助金を交付するときは、事業実施計画地の所在地にかかわらず、補助事業者は農林基盤局林務部森林保全課に提出するものとする。

3 「次世代森林育成事業」及び「木の香る都市づくり事業」にあつては、事業実施計画地の所在地が名古屋市であるときは、農林基盤局林務部林務課に、その他の市町村であるときは、所轄の農林水産事務所に提出するものとする。

(実施細則)

第17 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、令和2年4月1日から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、令和3年1月1日から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、令和5年4月1日から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別 表

区分	対象経費	補助率等	補助限度額	補助対象者	備 考
人工林整備促進支援事業	集約化の困難な小面積の森林に対して行う間伐等に要する経費	定額	なし	森林所有者、林業経営体、森林・林業関係団体、その他知事が認めたもの	
次世代森林育成事業	高齢化した人工林の若返りを図り、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるために行う主伐、再造林及び保育等に要する経費	定額	なし	森林所有者、林業経営体、その他知事が認めたもの	
木の香る都市づくり事業	一般の県民が利用する民間施設等での愛知県産木材を利用した木造化、内装木質化、木製備品を導入する経費（ただし、国庫補助事業、その他の補助金の交付の対象となる経費は除く。）	1 / 2 以内 ただし、木造施設の場合、床面積 1 m ² 当たり 10 万円を乗じた額のいずれか低い額とする。	木製備品の導入については、1施設当たり3百万円を補助限度額とする。	民間事業者、市町村、地方公共団体が出資する法人、PFI事業者、木材関連業者等の組織する団体、NPO法人等	知事は、交付対象の選定にあたっては、外部有識者や専門家等で構成される事業選定委員会を設置し、事業の実施効果等を踏まえ、補助対象事業を決定する。木製備品については、木造化、又は内装木質化と併せ導入するものに限る。

年度

事業補助金交付申請書

番

号

年

月

日

愛 知 県 知 事 殿

住

所

名

称

代表者氏名

年度において、下記のとおり

事業を実施したいので

補助金

円を交付してください。

記

- 1 事業計画
- 別紙のとおり
- (○ ○ ○ ○ 事業計画書 (○ ○ ○ ○ 事業実施要領「様式 号」)

- 2 収支予算
- (1) 収入

区 分	金 額	備 考
県補助金		
市町村費		
その他		
計		

- (2) 支出

項 目	金 額	備 考
計		

番 号
年 月 日

様

愛知県知事

年度 事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 事業補助金に
ついては、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の額 金 円
- 3 条件

次世代森林育成事業において、植栽が翌年度になる際に条件を付す
条件例「本事業地において○年 3 月末までに本事業により植栽を行うこと」
人工林整備促進支援事業において、間接補助事業により事業を実施する場合は、
第 7 に記載の条件を付す。

注) 条件が無い場合は、「3 条件」欄は記載不要

番 号
年 月 日

様

愛知県知事

年度 事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 事業補助金に
ついては、下記のとおり交付決定及び額の確定をしたので通知します。

記

1 事業名

2 補助金の額 金 円

年度

事業変更（廃止）申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、下記の
通り計画を変更（廃止）したいので、承認されたく申請します。

なお、補助金 円の追加交付（減額承認）を併せて申請します。

記

- 1 計画変更（廃止）の理由
- 2 計画変更（廃止）の内容

- （注）1 計画変更にあつては変更事項ごとに補助金交付申請書の別紙の様式によって、変更に係る部分についてのみ上段に変更前、下段に変更後をいずれも黒書きし、その内容が対比できるよう作成すること。
- 2 施設、建物等の変更の場合は、変更設計書を添付すること。

番 号
年 月 日

様

愛知県知事

年度 事業変更（廃止）承認決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあったこの事業については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 補助金額 円
(変更前 円)
- 2 条件

注) 条件がない場合は、「2 条件」欄は記載不用

年度

事業実績報告書

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、その実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績
別紙のとおり
（○ ○ ○ ○ 事業実績書（○○○○事業実施要領「様式 号」）

- 2 収支決算
（1）収入

区 分	金 額	備 考
県補助金 市町村費 その他		
計		

- （2）支出

項 目	金 額	備 考
計		

年度 事業補助金交付申請書（実績報告書）

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度において、下記のとおり 事業を実施したので
補助金 円を交付されたく申請するとともに、合わせてその実績を報告しま
す。

記

- 1 事業実績
別紙のとおり
(○ ○ ○ ○ 事業実績書 (○○○○事業実施要領「様式 号」))

- 2 収支予算
(1) 収入

区 分	金 額	備 考
県補助金 市町村費 その他		
計		

- (2) 支出

項 目	金 額	備 考
計		

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度あいち森と緑づくり事業補助金に係る仕入れに係る消費
税等相当額の確定に伴う返還相当額について（報告）

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった〇〇〇 事業補
助金について、あいち森と緑づくり事業補助金交付要綱第10条の第4項の規定に基
づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額
金 円
- 2 補助金の確定時における当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した当該補助金に係る仕入れに係る消費
税相当額
金 円
- 4 県補助金返還相当額
金 円
- 5 添付書類
3の金額の積算の内訳、補助金交付決定通知書（写し）等の参考となる書類

番 号
年 月 日

様

愛知県知事

年度 事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあったこの事業については、交付決定の内容及びその条件に適合していますので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第 8 号）第14条の規定によって、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

- 1 事 業 名
- 2 補助金確定額 金 円

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度 事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった補助金を下記のと
おり請求します。

記

1 補助金請求額

(1) 補助金確定額	金	円
(2) 概算払受領済額	金	円
(3) 今回請求額	金	円

2 支払い方法

口座振替	銀行 支店	
	普通・当座	

番 号
年 月 日

愛知県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度 事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、事業遂行上必要があるので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

1 事業遂行状況

年間計画		既受領額		今回請求額		残額	事業完了 予定 年月日	備考
事業費	補助 金額	補助 金額	出来高	補助 金額	月 日 までの予 定出来高			
円	円	円	%	円	%	円		

(注)予定出来高%は整数未満切り捨て都市、請求金額は予定出来高%以内で計上すること

2 支払い方法

口座振替	銀行 支店	
	普通・当座	